

経済産業省
貿易経済局 貿易管理部
安全保障貿易管理課 猪狩課長殿
安全保障貿易審査課 三橋課長殿
写)
安全保障貿易管理課 熊野課長補佐殿、飯泉法規係長殿
安全保障貿易審査課 井上課長補佐殿、渡边上席審査官殿
安全保障貿易管理課 荒木課長補佐殿 秋元係長殿

19 貿情セ調（経提）第 3 号

2019 年 6 月 18 日

空気中の物質を検知する装置（貨物等省令第 2 条第 2 項第十一号）の改正要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
生物・化学兵器製造装置分科会
主査 梶谷 真也

平成 30 年 2 月 13 日付け 29 貿情セ調（経提）第 7 号にて、空気中の物質を検知する装置（貨物等省令第 2 条第 2 項第十一号）の改正要望を提出いたしました。しかしながら、この改正要望は、平成 30 年度政省令改正に取り上げられませんでした。ホスゲンとシアン化水素の検知装置は、我が国よりの輸出件数が多く、諸外国と比較し、我が国企業にのみ輸出許可取得と言う大きな負担を強いている現状です。平成 29 年 7 月 25 日付 29 貿情セ調（経提）第 1 号不採用理由で AG のリストに検知の対象として chemical warfare agents も含まれていることが挙げられていますが、同じ国際レジームである WA に、CWC 表 3A 剤 4 種は除外と明記あり、これら削除は AG と整合性が取れた対応と判断されます。本要望書の採用を再度ご検討をお願いします。

1. 平成 29 年 7 月 25 日付 29 貿情セ調（経提）第 1 号不採用理由に対するコメント

不採用理由	CISTEC コメント
AG のリスト上の原文には、検知の対象として chemical warfare agents も含まれているので現状の規制の内容が、AG の規制内容を忠実にやっているものとする。	ご指摘の通り AG リストには、検知装置の検知対象として、AG precursor に加え chemical warfare agents も含まれています。しかしながら、chemical warfare agents の具体的な化学品名は、WA Dual Use List 1.A.4.c.3 も同じですが、リスト上では規定がありません。一方、WA の Munitions List の ML7b と ML7d (には Note1) にて、ホスゲン等化学兵器禁止条約に規定の表 3A 剤 4 種は、第一次大戦で大量使用された塩素ガス等とともに、ML から除外すること明記あります。添付 1 の黄色塗りつぶし部を参照ください。ホスゲン等 4 種は、2 つの国際レジームにおけるリスト規制対象外と判断されます。つきましては、検知装置の検知対象から、貨物等省令第 2 条第 1 項第二号のニ、ホ、ヘ、トを除外する改正を要望します。第二号イ、ロ、ハは、表 2A 剤であり、除外要望はいたしません。

2. 改正対象

貨物等省令第 2 条第 2 項第十一号

3. 現行政省令等記載文及び改正提案文

改正案	現行
(貨物等省令第 2 条第 2 項第十一号) 空気中の物質を検知する装置であって、次のいずれかに該当するもの イ 前項の第一号、第二号イ、ロ、ハ及び第三号に掲げるものについて空気中における濃度が、1 立方メートル当たり 0.3 ミリグラム未満であっても検知することができるものであり、・・・	(貨物等省令第 2 条第 2 項第十一号) 空気中の物質を検知する装置であって、次のいずれかに該当するもの イ 前項に掲げるものについて空気中における濃度が、1 立方メートル当たり 0.3 ミリグラム未満であっても検知することができるものであり、・・・

4. WA Munitions List ML7 Note 1(除外規定)と貨物等省令第2条第1項第二号との比較

WA Munitions List ML7 Note 1		貨物等省令第2条第1項第二号	
a.	Cyanogen chloride (CAS 506-77-4)	ニ	二塩化カルボニル
b.	Hydrocyanic acid (CAS 74-90-8)	ホ	塩化シアン
d.	Carbonyl chloride (phosgene)(CAS 75-44-5)	ヘ	シアン化水素
p.	Chloropicrin (CAS 76-06-2)	ト	トリクロロニトロメタン

5. 諸外国と比較し、我が国のみ異なった規制対象となった理由

添付3「貨物等省令第2条 平成8年8月28日公布と平成10年8月26日公布比較表」に示すように、平成8年8月28日公布、及びこれより以前は、現行の貨物等省令第2条第1項第一号と第三号の化学物質が、検知対象であったが、平成10年8月26日公布の改正で、化学兵器禁止法で指定物質と規定されている表2A剤3種類と表3A剤4種類が、貨物等省令第2条第1項第二号として、追加され、これに伴い、検知対象としても追加となり、現在に至っている。これが、現在における我が国政省令と諸外国との差異が発生した経緯と考えられる。平成10年時点で、少なくとも表3A剤の4種は、検知対象から除外しておきべきであったと思料される。

6. 対応するAG原文

Toxic gas monitoring systems and their dedicated detecting components as follows: detectors; sensor devices; replaceable sensor cartridges; and dedicated software therefore

a designed for continuous operation and usable for the detection of chemical warfare agents or AG-controlled precursors at concentrations of less than 0.3 mg/m³; or

7. 対応するEU Regulation Council Regulation (EC) No 428/2009

2B351 Toxic gas monitoring systems, other than those specified in 1A004, as follows; and dedicated detectors therefor:

a Designed for continuous operation and usable for the detection of chemical warfare agents or chemicals specified in 1C350, at concentrations of less than 0,3 mg/m³; or

8. 対応するEAR

2B351 Toxic gas monitoring systems and their dedicated detecting “parts” and “components” (i.e., detectors, sensor devices, and replaceable sensor cartridges), as follows, except those systems and detectors controlled by ECCN 1A004.c (see List of Items Controlled).

a Designed for continuous operation and usable for the detection of chemical warfare agents or chemicals controlled by 1C350 at concentrations of less than 0.3mg/m³; or

9. 提案理由

(1) 検知対象の化学物質を整理すると下表の通り我が国が、他国より厳しい規制を実施。

検知装置等		検知装置等の対象化学物質				
我が国政令		我が国省令		AG	EU	EAR
1の項 (13)	探知若しくは識別の装置	—	軍用化学製剤	Chemical warfare agent	Chemical warfare agent	Chemical warfare agent
3の項 (2)11	空気中の物質の検知装置	2条1項 一号	化学製剤原料	AG controlled precursors	1C350	1C350
		2条1項 三号	化学製剤同等毒性物質の原料			
		2条1項 二号	化学製剤同等毒性物質	対象外 注)	対象外 (1C450)	対象外 (1C355)

注) AGにてPrecursorsとして規定されていないが、化学兵器禁止条約にて、表2A剤、及び表3A剤として規定。

- (2) 貨物等省令第2条第1項第二号に規定されている、二塩化カルボニル（ホスゲン）及びシアン化水素は、民生用途が多々ある、化学製品であり、これらの化学物質を検知する装置は、広く民生用に使用されている。本提案は、我が国産業界にとって意味のある提案である。

添付1：WA Munitions List 最新版（Dec 2018 抜粋）

添付2：貨物等省令第2条平成8年8月28日公布と平成10年8月26日公布比較表

以上